入札公告

　次のとおり公募型一般競争入札（事後審査型）に付す。

令和６年６月21日

契約担当者

県立農林水産技術総合センター　所長　塩　谷　嘉　宏

１　入札に付する事項

　(1)　工事名

水産技術センター漁場環境観測システム整備事業（観測ユニット）

　(2)　工事場所

明石市中崎１丁目４－１地先他　計８箇所（局）

　(3)　工事概要

漁場環境観測システムにより、経時的環境変化を水温等から水塊の動きとして捉えられるよう、県内８箇所の防波堤等に設置している自動観測システムを撤去し、新たな観測システムの設置、調整を行う

(4)　工期（又は施工期間）

契約の日から令和７年３月24日（月）まで。

(5)　最低制限価格　有

(6)　低入札価格調査基準価格及び失格基準価格　無

(7) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。

　落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

(8) 週休２日制度の活用

本件工事は、原則週休２日（土曜・日曜）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休２日制度」の対象工事である。

２　応募方法

　　単独企業による。

３　入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（昭和41年兵庫県告示第149号）に基づく兵庫県の建設工事に係る入札参加資格を取得している者又は開札時までに入札参加資格を取得した者で、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

なお、入札参加資格の確認は、下記５(1)に定める入札参加申込書及び入札参加資格確認資料の提出期間の最終日（以下「申込期限日」という。）を基準日とする。

　(1)　資格要件

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ　建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による電気通信工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ　申込み期限日に有効な県の建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）における工種が電気通信工事であること。

エ　建設業法の規定による総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の有効期間が本契約締結予定日（令和６年７月中旬）まであること。

なお、申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日までに失効する場合は、入札参加資格確認資料の提出期間の最終日（以下「提出期限日」という。）において開札後の総合評定値通知書の確認日において本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ　入札参加者資格者名簿の電気通信工事における総合評定値が600点以上であること。

なお、建設業法の規定による電気通信工事に係る経営事項審査結果の総合評定値(P)に、建設工事入札参加者に係る資格格付要領（以下「資格格付要領」という。）第４条の規定に基づく格付をする工事に係る技術・社会貢献評価数値に準じて算定した数値を合算した数値を総合評定値とみなす。

カ　平成21年度以降に、電気通信工事を元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、かつ、その引渡しが完了したもの）を有すること。

キ　県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

ク　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ　県発注の電気通信工事に係る低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約を締結した工事を申込期限日までに完了しない者は、入札参加資格者名簿の電気通信工事における資格格付要領第４条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

コ　資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当しない者であること。

(2) 配置技術者の要件

ア　次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による電気通信工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

事後審査型の配置予定技術者の専任性の確認は、申込期限日によらず提出期限日を基準日とする。

下記(イ)が求める施工経験については、工場製作期間の配置予定技術者は工場製作の経験を、現場施工期間の配置予定技術者は現場施工の経験をそれぞれ有していればよい。

また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に３か月以上の雇用関係）がある者であって、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(ア)　１級電気通信施行管理技士の資格を有すること。

(イ)　平成21年度以降に、電気通信工事を元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、かつ、その引渡しが完了したもの）を有すること。

イ　同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ　落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に専任で配置すること。

なお、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、契約工期中は、当該配置技術者を変更することを認めない。

(３)　現場代理人の要件

ア　建設工事請負契約書第10条第１項第１号に規定する現場代理人を適正に配置できること。

また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に３か月以上の雇用関係）がある者であること。

イ　落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した現場代理人を、本件工事現場に常駐で配置すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、常駐義務を緩和することができる。

なお、提出期限日に他の工事に従事している場合は、本契約締結の前日までに他工事の終了を確認する。

４　契約条項等を示す期間及び場所

　　建設工事請負契約書等及び９(4)タで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

(1)　 閲覧期間

令和６年６月21日（金）から７月10日（水）まで（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）

毎日午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

(2) 閲覧場所

〒674-0093　兵庫県明石市二見町南二見22-２

兵庫県立農林水産技術総合センター　水産技術センター

電話　(078)941-8601　FAX　(078)941-8604

５　入札説明書及び入札参加資格確認資料等並びに誓約書及び設計図書等の交付

(1)　交付期間

ア　入札説明書及び入札参加資格確認資料等

令和６年６月21日（金）から７月10日（水）まで

イ　誓約書及び設計図書（仕様書、図面等をいう。以下同じ。）等

令和６年６月21日（金）から７月10日（水）まで

(2)　交付方法

ア　入札説明書及び入札参加資格確認資料等

県のホームページ(http://web.pref.hyogo.lg.jp/)に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、県ホームページの「入札・公売情報」→「入札公告」→「入札公告」→「工事・設計」→本件工事の「工事名称」→「公告文書等」の順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

イ　誓約書及び設計図書（仕様書、図面等をいう。以下同じ。）等

上記４(2)にて交付する。

(3)　交付に関する問い合わせ先

上記４(2)に同じ

(4)　入札参加資格確認資料は、下記10において入札参加資格の確認を受ける際に必要であるので、必ず上記(1)の交付期間内に上記(2)により様式等を取得しておくこと。

６　入札参加の手続き

本件工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書（以下「申込書」という。）を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1)　提出期間

令和６年６月21日（金）から７月１日（月）まで（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）毎日午前９時から午後４時まで（資料の提出は、正午から午後１時までを除く。）

(2)　提出方法

上記４(2)の場所に直接持参すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99条）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便により提出する場合については、提出期限最終日までに上記４(2)の場所に必着のこと。

(3)　その他

ア　申込書の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ　提出された申込書は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ　提出された申込書は返却しない。

エ　入札参加申込期限日以降は、原則として申込書及び資料の差替え及び再提出を認めない。

７　設計図書等に対する質問

(1)　設計図書等に対する質問

入札説明書及び設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式20号）で作成の上、提出すること。

ア　提出期間

令和６年６月21日（金）から７月４日（木）まで（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）

毎日午前９時から午後５時まで

イ　受付場所　上記４(2)に同じ

ウ　提出方法

郵送による提出の他、電子メール(Nouringc\_suisan@pref.hyogo.lg.jp)またはＦＡＸ(078-941-8604)も可能とする。

ただしＦＡＸの場合は事前に電話連絡（078-941-8601）の上、送信すること。

(2)　回答書の閲覧

回答書は、次のとおり閲覧に供するとともに、水産技術センターのホームページ（https://www.hyogo-suigi.jp/）に掲示する。

ア　閲覧期間

令和６年７月４日（木）から同月10日（水）まで（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）

毎日午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

イ　閲覧場所

上記４(2)に同じ

８　入札保証金

　　不用

９　入札手続等

(1)　 入札・開札日時及び場所

　　令和６年７月11日（木）午前11時

兵庫県明石市二見町南二見22-２

兵庫県立農林水産技術総合センター　水産技術センター　２階会議室

(2)　 入札書の提出期限

上記(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99条）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札については、令和６年７月10日（水）午後５時までに上記(1)の場所に必着のこと。

(3)　 その他

第１回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）を上記４(2)の場所に、令和６年７月11日（木）までに持参又は郵送により提出すること。

(4)　入札に関する条件

ア　入札書は、日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

イ　入札書が、所定の場所に所定の日時までに到達していること。

ウ　入札書は、所定の様式によること。

エ　入札書の記載に当たっては、次の点について留意すること。

(ア)　件名は、上記１(1)に示した件名とする。

(イ)　年月日は、入札書の提出日とする。

(ウ)　入札者の氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、印章は兵庫県に届出のものとする。

(エ)　代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名及び押印があること。

(オ)　外国業者にあって押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができる。

オ　入札執行回数は、２回を限度とする。

カ　一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

キ　入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。

ク　同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

ケ　連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

コ　入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること

サ　代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

シ　入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと

ス　入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる１件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。ただし、特に指示した場合は、この限りではない。

セ　所定の場所に所定の日時までに第１回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）を提出すること。

(ア)　持参又は郵送等により入札書を提出する場合は、１回目の入札書を入れた封筒に工事内訳書を同封すること。

(イ)　職員が、工事内訳書の内容等について入札執行職員が説明を求める場合もあるので、内訳書を必ず、入札会場に持参すること。

(ウ)　工事内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額及び契約金額等を拘束するものではない。

ソ　再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(ア)　初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ)　初度の入札において上記アからスまでの条件に違反し無効となった入札者のうちケに違反し無効となったもの以外の者

タ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(5)　無効とする入札

ア　本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ　下記13で定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札

ウ　入札申込書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ　資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当する者の行った入札

(6)　入札に際しての注意事項

ア　関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ　不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ　提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがある。

なお、工事費内訳書の提出方法は、次によること。

(ア)　持参による場合

工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

(イ)　郵送による場合

配達記録が残る書留郵便等によるものとし、持参による場合と同様に工事費内訳書を封入した封筒を更に郵送用の外封筒に封入し、外封筒には入札参加者名を明示すること。

エ　建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

オ　入札書は、定められた様式を使用すること。

カ　入札書を書換え、引換え、又は撤回することはできない。

キ　入札を希望しない場合には、入札を辞退することができる。

ク　低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った入札をした者が、建設工事請負契約の相手方となる場合には、専任で配置すべき主任技術者又は監理技術者とは別に、それと同等の要件（３(2)ア(イ)の施工経験を除く。）を満たす技術者を追加して専任で配置すること。

10　落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1)　財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2)　落札候補者として入札執行者から入札参加資格確認資料の提出を求められた者は、次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

ア　提出期間

提出を指示された日の翌日から起算して２日以内（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）。

イ　提出部数

１部

ウ　提出資料等

(ア)　同種又は類似の工事の施工実績

入札参加資格があることを判断できる同種又は類似の工事の施工実績を、様式５号に記載すること。

なお、記載件数は代表的な工事３件以内とし、平成21年度以降に工事が完成し、その引渡しが完了しているものに限り記載するとともに、同工事に係る契約書の写し等、同種又は類似の工事であることが確認できる書類を添付すること。

(イ)　配置予定技術者の資格及び工事経験

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び同種又は類似の工事経験を様式６号に記載すること。

なお、記載件数は技術者３名以内とし、資格証明書・講習修了証等の写しを添付すること。

また、同種又は類似の工事経験については、平成21年度以降に工事が完成し、その引渡しが完了しているものに限り記載するとともに、同工事に係る契約書の写し等、同種又は類似の工事であることが確認できる書類を添付すること。

(ウ)　現場代理人の資格

入札参加資格があることを判断できる現場代理人の資格を様式６号の３に記載すること。

なお、記載件数は現場代理人３名以内とし、健康保険被保険者証等の写しを添付すること。

また、配置予定技術者が現場代理人を兼務する場合は、様式６号の３の提出は不要とする。

(エ)　建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係等

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式７号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

ａ　建設業の許可

建設業の許可に係る通知書の写し

ｂ　経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

ｃ　設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる商業登記簿謄本等の写し

(オ)　県外に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者にあっては、県の法人県民税及び法人事業税又は個人事業税に係る未納がないことを証明する納税証明書（県の県税事務所が発行したもの：納税証明書(2)）

なお、地方税法又は会社更生法の規定に基づく徴収猶予を受けている場合にあっては、その旨が記載された納税証明書（県の県税事務所が発行したもの：納税証明書(1)）

エ　提出方法

上記４(2)の場所に持参する。

オ　資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

カ　提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

キ　提出された資料は、返却しない。

ク　資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

ケ　入札参加資格確認資料の提出を求められた者が、資料を上記(2)アの提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

11　落札者の決定方法

(1)　 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としないことがある。

(2)　 最低制限価格を設けているので、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3)　落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

(4)　無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

12　契約の締結

(1)　落札者は、落札決定の日から７日以内に契約書を提出すること。

(2)　落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は県から指名停止を受けた場合には、契約を締結しない。

(3)　落札者は、工事施工計画及び下請負人等通知書を作成し、契約締結時までに提出すること。

13　契約保証金

落札者は、契約締結までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の10分の１以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

(1)　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。

(2)　債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。

(3)　債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。

(4)　県を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があったとき。

14　支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

(1)　年割支払　無

(2)　前金払

保証事業会社と前金払に関し保証契約をした者に対しては、請負代金額の10分の４以内の前金払を行う。

(3)　中間前金払と部分払いの選択

落札者は、契約締結までに、中間前金払を受けるか部分払を受けるかを選択する（契約締結後、この選択を変更することはできない。）。この場合において、中間前金払を選択したときには部分払を受けることができず、部分払を選択したときには中間前金払を受けることはできない。

(4)　中間前金払

部分払を選択せずに中間前金払を選択した者が、前金払を受けた後、契約担当者から次の要件を全て満たしていることについて認定を受け、保証事業会社と中間前金払に関し保証契約をした場合には、請負金額の10分の２以内の前金払を行う。

ア　工期の２分の１を経過していること。

イ　工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

ウ　既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の２分の１以上の額に相当するものであること。

(5)　部分払

中間前金払を選択せずに部分払を選択した者は部分払を請求することができ、部分払の回数は工期中２回以内とする。

なお、県の都合により契約工期を変更した場合は、変更後の工期に応じて部分払の回数を変更することがある。

15　下請負人の健康保険等加入義務等

(1)　受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第２条第３項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

　　ア　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

　　イ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

　ウ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

(2)　(1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

ア　受注者と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

（ア）　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

（イ）　発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

イ　アに掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

（ア） 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

（イ） 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

(3) 発注者は、受注者が(1)に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、(2)に規定する場合を除く。

(4)　受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が(2)イに掲げる下請負人である場合において（ア）に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が（イ）に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の５に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

16　その他

(1)　契約を締結した者は、本件工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後１か月以内に（工期が１か月に満たない場合は、契約締結後、速やかに）、証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。

(2)　工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。

(3)　契約を締結した者は、次のア、イを兵庫県に提出すること。

ア　本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し(「暴力団排除に関する特約」第３項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。)

イ　下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第２項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

(4)　(3)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。

(5)　契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(6)　受注者は、契約後ＶＥ方式の実施承認を受けた場合には、契約締結後に設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

その際、提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には、請負代金額の変更を行う。

詳細は、特記仕様書等による。

(7)　 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。

(8)　入札結果については、落札決定後、兵兵庫県立農林水産技術総合センター水産技術センターにて落札決定日の翌日までに公表する。